

企業局実施設計積算単価改定要領

本要領は、大津市企業局設計積算基準に定めている企業局実施設計積算単価(以下「積算単価」という。)の改定について定める。

第1 用語の定義

本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 基準書 滋賀県土木交通部が発行する土木工事標準積算基準書及び国土交通省国土技術政策総合研究所が公表する施工パッケージ型積算基準をいう。
- (2) 単価表 滋賀県土木交通部が発行する実施設計積算単価表、積算資料及び国土交通省国土技術政策総合研究所が公表する施工パッケージ型積算基準に係る単価をいう。
- (3) 実務必携 全国簡易水道協議会が発行する水道事業実務必携をいう。
- (4) 物価資料 一般財団法人建設物価調査会が発行する建設物価、Web建設物価及び土木コスト情報並びに一般財団法人経済調査会が発行する積算資料、積算資料電子版及び土木施工単価をいう。
- (5) 特別調査 本市が実施する特別調査をいう。
- (6) 見積単価 本市が実施する見積(問屋調査)価格をいう。
- (7) 残土価格 本市が実施する見積(建設発生土受入)価格をいう。
- (8) 廃材価格 滋賀県土木交通部技術管理課が通知する調査(建設副産物受入)価格をいう。

第2 定期改定

下記に掲げる発行図書等における単価若しくは歩掛の改定、又は本市調査によりそれぞれの更新月に掲げる資料により単価又は歩掛の改定を行う。

更新月 出典元	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基準書									最新			
単価表									最新			労務単価
実務必携					最新							
建設物価(WEB含む) 積算資料(WEB含む)		4月号			7月号			10月号			1月号	
土木コスト情報 土木施工単価		4月号 (春号)			7月号 (夏号)			10月号 (秋号)			1月号 (冬号)	
特別調査								新年度				
見積単価								新年度				
残土単価	最新											
廃材単価				最新						最新		

第3 臨時改定

年度途中において、材料単価等の実勢価格が変動した場合等、次の各号に掲げる場合は、定期改定にかかわらず、速やかに技術委員会の承認を得て、臨時改定を行う。

- (1) 単価表の労務単価が臨時改定された場合。ただし、採用している単価に限る。
- (2) 基準書及び実務必携が臨時改定された場合。ただし、採用している単価及び歩掛に限る。
- (3) その他技術委員会が必要と認めるとき。

第4 積算単価及び積算基準の優先順位

積算単価及び積算基準の優先順位は次のとおりとする。

1 積算単価(労務単価・材料単価・施工単価)

第1位: 滋賀県土木交通部発行図書に記載されている労務単価及び国土交通省国土技術政策総合研究所が公

表する単価。

第2位: 全国簡易水道協議会その他公共機関発行図書に掲載されている単価。

第3位: 物価資料に掲載されている平均単価。一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格。

第4位: 特別調査による単価。

第5位: 見積単価。

2 積算基準(配管工事)

第1位: 全国簡易水道協議会発行図書に掲載されている積算基準。

第2位: 滋賀県土木交通部その他公共機関発行図書に掲載されている積算基準。

第5 積算単価の数値基準

物価資料及び見積単価における数値基準は、有効数字4桁になるように端数処理を行う。有効桁未満及び小数点以下は切り捨てる。

第6 公開

本要領及び本要領によって決定した積算単価は、公的単価を除き改定後速やかに公開するものとする。公開方法は、ホームページでの閲覧とし、貸出や配布は行わない。

第7 保存期間

本要領に係る資料の保存期間は、下表のとおりとする。

種 別	保存年数
CAD積算システムデータ(登録単価、単価世代等)	7年
積算単価設定用資料(国土交通省、全国簡易水道協議会、滋賀県資料、物価資料、見積書等)	7年

第8 実施時期

平成17年 4月1日から実施するものとする。

付則 平成20年11月1日から実施するものとする。

付則 平成24年 4月1日から実施するものとする。

付則 平成25年11月1日から実施するものとする。

附則 平成26年 8月1日から実施するものとする。

附則 平成27年11月1日から実施するものとする。

附則 平成30年 4月1日から実施するものとする。

附則 平成30年12月1日から実施するものとする。

附則 令和 2年 8月7日から実施するものとする。

附則 令和 2年11月1日から実施するものとする。

附則 令和 3年11月1日から実施するものとする。

附則 令和 6年 4月1日から実施するものとする。

附則 令和 8年 4月1日から実施するものとする。